

妊娠・出産したとき

共 済

1 出産費・出産費附加金

組合員が出産したときに支給されます。

(1) 支給額

・ 出産費…………… 420,000 円

(産科医療補償制度(※1)に加入していない病院などで出産した場合は、404,000 円(※2)となります。)

・ 出産費附加金…………… 50,000 円

※1 分娩に係る医療事故による経済的負担を補償する制度です。病院などが1分娩あたり16,000 円(※2)の掛金を支払います。この掛金の負担を妊産婦等に転嫁しないようにするため、出産費404,000 円(※2)に掛金相当の16,000 円(※2)を加算します。

※2 平成26年12月以前の出産については、産科医療補償制度の掛金が30,000 円のため、390,000 円となります。

(2) 死産・流産及び人工妊娠中絶の場合

死産・流産及び母体保護法に基づいて行われる人工妊娠中絶の場合も妊娠12週(4か月、85日)以上であれば支給されます。

(3) 2児以上出産したとき

2児以上出産したときは、出産費・出産費附加金それぞれ出産児数に応じて支給されます。

(4) 組合員が資格喪失後出産した場合

1年以上組合員であった方が退職後6か月以内に出産した場合にも出産費が支給されます。ただし、出産費附加金は支給されません。また、退職後、他の医療保険者から同様の給付を受ける場合は、給付されません。

(5) 出産費等の申請・受取について

出産費等の給付を受けるには、次の3つのいずれかの方法で手続きをしてください。

① 直接支払制度を利用する場合

出産にかかるまとまった費用を事前に用意する負担を軽減し、安心して出産していただくことを目的としています。組合員が出産費の請求・受け取りを病院などに委任することにより、共済組合が出産費を病院などに支払います。退院するまでの間に、病院などが用意する直接支払制度利用に関する代理契約(合意文書)に同意していただく必要があります。また、出産費用が出産費を超えた場合は、超えた分を組合員が病院などへ支払うことになります。

ア 出産費等内払金(出産費の差額及び出産費附加金)の支払依頼について

- ・ 出産費用が420,000 円未満(産科医療補償制度に加入していない病院などでの出産の場合は404,000 円未満)の場合は、実際の出産費用との差額の支払を共済組合に依頼します。
- ・ 出産費附加金は、直接支払制度の対象とはなりませんので、共済組合に支払を依頼します。

<提出書類>

- ・ 「出産費等内払金等支払依頼書」
- ・ 病院などが用意する「出産費用の内訳を記した明細書」
- ・ 「代理契約に関する文書」(合意文書)

※ 組合員が資格喪失後6か月以内に出産する場合であって、出産費用が420,000 円以上(産科医療補償制度に加入していない病院などでの出産の場合は404,000 円以上)の場合は、支払機関からの専用請求書により確認できるため、書類の提出は必要ありません。

② 直接支払制度を利用しない場合

出産費用を病院などの窓口で全額支払い、後日、共済組合に出産費及び出産費附加金を請求し給付を受けます。

<提出書類>

- ・ 「出産費等請求書」(医師又は助産師の出産証明が必要)
- ・ 病院などから交付される直接支払制度を用いてない旨の記載がなされた出産費用の領収書

③ 受取代理制度を利用する場合

出産にかかるまとまった費用を事前に用意する負担を軽減し、安心して出産していただくことを目的としています。組合員が病院などを受取代理人とすることをあらかじめ共済組合へ申請することにより、共済組合が出産費及び出産費

附加金を病院などに支払います。

受取代理制度を利用する場合は、出産前に、出産費の受取代理制度にかかる「出産費等申請書（受取代理用）」を提出してください。

なお、受取代理制度を利用できるのは、直接支払制度の導入が困難な小規模（年間分娩件数 100 件以下、正常分娩に係る収入の割合が 50%以上など）の診療所、助産所などのうち、厚生労働省に届出を行っている分娩施設のみとなります。受取代理制度を利用することができるかどうか、詳しくは出産を予定している病院などにご確認ください。

2 家族出産費・家族出産費附加金

組合員の被扶養者が出産したときに支給されます。

(1) 支給額

・家族出産費…………… 420,000 円

（産科医療補償制度（※ 1）に加入していない病院などで出産した場合は、404,000 円（※ 2）となります。）

・家族出産費附加金… 50,000 円

※ 1 分娩に係る医療事故による経済的負担を補償する制度です。病院などが 1 分娩あたり 16,000 円（※ 2）の掛金を支払います。この掛金の負担を妊産婦等に転嫁しないようにするため、家族出産費 404,000 円（※ 2）に掛金相当の 16,000 円（※ 2）を加算します。

※ 2 平成 26 年 12 月以前の出産については、産科医療補償制度の掛金が 30,000 円のため、390,000 円となります。

(2) 死産・流産及び人工妊娠中絶の場合

死産・流産及び母体保護法に基づいて行われる人工妊娠中絶の場合も妊娠 12 週（4 か月、85 日）以上であれば支給されます。

(3) 2 児以上出産したとき

2 児以上出産したときは、家族出産費・家族出産費附加金がそれぞれ出産児数に応じて支給されます。

(4) 被扶養者が以前の職場を退職してから 6 か月以内に出産した場合

引き続き 1 年以上共済組合・健康保険組合等に参加していた被扶養者が退職後 6 か月以内に出産したときは、前に参加していた共済組合・健康保険組合等に対し、本人としての給付を請求することになります。しかし、その受給権を放棄したことが明らかな場合は支給されます。

(5) 出産費等の申請・受取について

家族出産費等の給付を受けるには、次の 3 つのいずれかの方法で手続きをしてください。

① 直接支払制度を利用する場合

出産にかかるまとまった費用を事前に用意する負担を軽減し、安心して出産していただくことを目的としています。組合員が出産費の請求・受け取りを病院などに委任することにより、共済組合が家族出産費を病院などに支払います。退院するまでの間に、病院などが用意する直接支払制度利用に関する代理契約（合意文書）に同意していただく必要があります。また、出産費用が家族出産費を超えた場合は、超えた分を組合員が病院などへ支払うことになります。

ア 出産費等内払金（家族出産費の差額及び家族出産費附加金）の支払依頼について

・出産費用が 420,000 円未満（産科医療補償制度に参加していない病院などでの出産の場合は 404,000 円未満）の場合は、実際の出産費用との差額の支払を共済組合に依頼します。

・家族出産費附加金は、直接支払制度の対象とはなりませんので、共済組合に支払を依頼します。

＜提出書類＞

・「出産費等内払金等支払依頼書」

・病院などが用意する「出産費用の内訳を記した明細書」

・「代理契約に関する文書」（合意文書）

② 直接支払制度を利用しない場合

出産費用を病院などの窓口で全額支払い、後日、共済組合に家族出産費及び家族出産費附加金を請求し給付を受けます。

＜提出書類＞

・「出産費等請求書」（医師又は助産師の出産証明が必要）

・病院などから交付される直接支払制度を用いてない旨の記載がなされた出産費用の領収書

③ 受取代理制度を利用する場合

出産にかかるまとまった費用を事前に用意する負担を軽減し、安心して出産していただくことを目的としています。組合員が病院などを受取代理人とすることをあらかじめ共済組合へ申請することにより、共済組合が家族出産費及び家

族出産費附加金を病院などに支払います。

受取代理制度を利用する場合は、出産前に、家族出産費の受取代理制度にかかる「出産費等申請書（受取代理用）」を提出してください。

なお、受取代理制度を利用できるのは、直接支払制度の導入が困難な小規模（年間分娩件数 100 件以下、正常分娩に係る収入の割合が 50%以上など）の診療所、助産所などのうち、厚生労働省に届出を行っている分娩施設のみとなります。受取代理制度を利用することができるかどうか、詳しくは出産を予定している病院などにご確認ください。



3 出産見舞金

会員が出産したときに支給されます。

- (1) 支給額
30,000 円。なお、夫婦とも会員の場合は 20,000 円（配偶者出産見舞金相当額）を加算しますので、配偶者出産見舞金の請求は不要です。
- (2) 提出書類
共済組合に出産費と同一用紙で請求すると支給されます。ただし、互助会のみ加入の方は、「出産見舞金請求書」で互助会に請求してください。

4 配偶者出産見舞金

会員の配偶者が出産したときに支給されます。

- (1) 支給額
 - ① 被扶養者である配偶者が出産したとき……30,000 円
 - ② ①以外の配偶者が出産したとき………20,000 円
- (2) 提出書類
共済組合に出産費と同一用紙で請求すると支給されます。ただし、互助会のみ加入の方及び共済組合の被扶養者ではない配偶者の出産の場合は「配偶者出産見舞金請求書」に「配偶者の健康保険証の写し」を添付して互助会に請求してください。